

住まいる行田会員規約

この規約は、住まいる行田会員（以下、「会員」という。）に関する事項を定めたものです。

（会員）

第1条 この規約において、会員とは、行田市への移住・定住に関心があり、行田市による定住・移住促進に向けた取組に賛同する個人とします。ただし、以下に該当するものを除きます。

- （1）暴力団員、もしくは暴力団員と密接な関係を有するもの
 - （2）その他市長が適当でないと認めるもの
- （入会手続き）

第2条 会員になるには以下の手続きが必要です。

- （1）行田市ホームページ内の「行田市移住・定住プロジェクト」ページの登録フォームで申請する。
- （2）行田市総合政策部企画政策課の窓口で別紙「住まいる行田会員登録申請書」にて申請する。

（会員資格の発生）

第3条 会員の資格は、申請者が会員証を受領したときから生じます。

（会員証の発行）

第4条 会員には、会員証を発行します。なお、会員証を破損、紛失等した場合は、速やかに行田市総合政策部企画政策課に届け出てください。

（会員資格の証明）

第5条 会員の資格は、すべて会員証によって証明されます。

（会員証の有効期限等）

第6条 会員証は、会員として登録されている間のみ有効となります。なお、会員証は、会員資格を喪失したとき、その効力を失います。

（会員の権利）

第7条 会員は、会員証が有効である期限内において、会員証の提示により、特典サービスを受けることができます。なお、会員証は会員本人及び同居の家族のみが利用でき、他人に譲渡、貸与することはできません。

（会員の義務）

第8条 会員は次の事項を遵守下さい。

- （1）会員に対して行われる特典サービスを受ける場合は、事前あるいは求めに応じて会員証を提示すること。会員証の提示のない場合は、会員扱いはいたしません。
- （2）会員証は他人に譲渡又は貸与しないこと。

(3) 改名又は住所変更をした場合は、行田市総合政策部企画政策課に速やかに届け出ること。

(メールマガジンの配信)

第9条 会員には移住・定住に関する情報を掲載したメールマガジンを配信いたします。なお、会員登録時にメールマガジンの配信についても同意したものとみなします。

(退会手続き)

第10条 会員が退会しようとするときは、行田市総合政策部企画政策課に申し出てください。退会した際には、会員証を速やかに返却してください。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の場合は会員資格を失います。

(1) 退会の申し出を行ったとき

(2) 死亡したとき

(3) 暴力団員、もしくは暴力団員と密接な関係を有すると判明したとき

(4) その他市長が適当でないと認めるとき

2 会員資格の喪失により、会員に何らかの損害が生じたとしても、本市は一切責任を負わないものとします。

(個人情報の取扱)

第12条 行田市は、行田市個人情報保護条例（平成13年条例第3号）及びその他各種法令を遵守するとともに、会員のプライバシー保護に十分配慮いたします。

附 則

この規約は、平成30年6月1日から施行する。

(別紙)

住まいる行田会員登録申請書

平成 年 月 日

フリガナ			
氏名			
住所	〒		
生年月日	年 月 日	性別	男・女
電話番号			
メールアドレス			
規約に関する同意(※)	<input type="checkbox"/> 同意する		
お申込みの動機や理由等			

※会員には移住・定住に関する情報を掲載したメールマガジンを配信いたしますので、あらかじめ御了承ください。

※ 処理欄 (本欄は記入不要です)

受付日	
受付番号	